

佐倉市公共工事に要する経費の前金払取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、市長が契約を締結する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項の規定による前金払を行う場合の取扱いについて、佐倉市財務規則（平成元年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の適用基準等)

第2条 公共工事（以下「工事」という。）の前金払は、次表左欄に掲げる工事について行うことができるものとし、前金払の割合等及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

工事の種類	割合等	充当することができる経費
1. 工事 1件の契約金額が500万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）	契約金額の4割以内。ただし、10万円未満の端数は切り捨てとする。	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
2. 設計又は調査 1件の契約金額が500万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査	契約金額の3割以内。ただし、10万円未満の端数は切り捨てとする。	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
3. 測量 1件の契約金額が500万円以上の測量	契約金額の3割以内。ただし、10万円未満の端数は切り捨てとす	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動

	る。	力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費
<p>4. 機械類の製造</p> <p>ア 契約金額が、3,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（以下「工事用機械類」という。）の製造。</p> <p>イ 当該契約中に単価1,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合。</p>	<p>契約金額の3割以内。ただし、10万円未満の端数は切り捨てとする。</p>	<p>当該工事用機械類の製造に必要な経費</p>

2 工事の契約を競争入札に付する場合において、前金払の対象となる工事は、前項の表左欄における「契約金額」の字句を「予定価格」と読み替えて、適用の可否を判断するものとする。

3 前項の規定により、前金払の対象となる工事である場合には、あらかじめ前金払の対象工事であることを入札公告又は通知等に明示しなければならない。

（保証証書の寄託）

第3条 この要領に基づき前金払をしようとするときは、相手方をして、法第2条第4項に規定する保証事業会社との工事の完成時期を保証期限とした、同条第5項に規定する保証契約に係る保証証書（原本及び写し1通）を寄託させなければならない。

2 前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定めた場合においては、市はそれを認め、当該保証証書を寄託したものとみなすことができる。

（工事の内容の変更に伴う前払金の増減）

第4条 工事の内容の変更その他の理由により、著しく契約金額を増額した場合は、増額後の契約金額に第2条第1項に規定する割合を乗じて得た額から

支払済の前払金の額を差し引いた額に相当する額以内の前金払をすることができる。

- 2 工事の内容の変更その他の理由により、契約金額を減額した場合においては、支払済みの前払金の額が減額後の契約金額の10分5（設計又は調査若しくは測量又は工事用機械類の製造にあつては10分の4）を超えるときは、当該超過額を返還させることができるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、この限りではない。

（保証契約の変更）

第5条 前条第1項の規定により支払済の前払金に追加して更に前金払をしようとするときは、相手方をして、変更後の保証契約に係る保証証書（原本及び写し1通）を寄託させなければならない。

- 2 前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定めた場合においては、市はそれを認め、当該保証証書を寄託したものとみなすことができる。

（部分払）

第6条 前払金の支払いが行われた工事について部分払をする場合は、次の式により算出した額とする。この場合において、請負代金相当額とは、原則として契約金額を設計金額で除し、設計金額に基づき算出した出来高金額を乗じて得た額をいう。

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 \times （9/10－前払金額/契約金額）

- 2 前項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払をする場合は、前項の「請負代金相当額」の字句を「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定によるものを含め、工事に係る部分払を行う場合には10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

（債務負担行為に基づく契約、継続費又は繰越明許費における前金払）

第7条 債務負担行為に基づく契約又は継続費における前金払をしようとする場合は、第2条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額（前会計年度における工事の出来形部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額。以下同じ。）に対して行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、次表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条 第1項	契約金額の4割以内。ただし、10万円未満の端数は切り捨てとする。	各会計年度の出来高予定額の4割以内。ただし、10万円未満の端数は切り捨てとする。
	契約金額の3割以内。ただし、10万円未満の端数は切り捨てとする。	各会計年度の出来高予定額の3割以内。ただし、10万円未満の端数は切り捨てとする。
	契約金額の3割以内。ただし、10万円未満の端数は切り捨てとする。	各会計年度の出来高予定額の3割以内。ただし、10万円未満の端数は切り捨てとする。
第3条	工事の完成時期	工事の完成時期（最終会計年度以外の会計年度にあっては、当該会計年度の末日）
第4条	契約金額	各会計年度の出来高予定額
第6条 第1項	請負代金相当額×(9/10 - 前払金額/契約金額)	請負代金相当額×9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - [請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)] × 当該会計年度前払金額/当該会計年度出来高予定額

3 前2項の規定にかかわらず、第1項の工事について年度末に契約する場合又は当該工事に特別の事情がある場合には、当該工事の初年度年割額の範囲内で、第2条第1項の規定により算出した額の前金払をすることができるものとする。

4 繰越明許費に係る契約においては、契約年度において第2条第1項の規定により算出した額の前金払をすることができるものとする。

(義務違反等による前払金の返還)

第8条 前払金を受けたものが、次の各号いずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金を当該工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 当該工事の契約が解除されたとき。
- (3) 契約義務を履行しないとき。

2 前項の場合において、必要と認めるときは、相当額の利息を付することが

できる。

(補則)

第9条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係部局と協議し定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日制定し、平成20年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 この要領の制定に伴い、公共工事等に要する経費の前金払等取扱要領(平成13年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日決裁 佐契第914号)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。